

(写)

資料3

4板教新学第53号
令和4年4月19日

東京都板橋区立学校適正規模
及び適正配置審議会 様

東京都板橋区教育委員会

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置等について（諮問）

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例第2条第1項の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

- 1 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- 2 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- 3 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

（諮問理由）

平成24年3月の審議会答申から10年が経過し、GIGA スクール構想の実現に伴う一人一台端末の導入、小学校における35人学級編制の実施、小中一貫教育の推進、一部地域における大規模集合住宅の建設や「まちづくり」の進行による一時的な児童・生徒数の増加をはじめ、区立学校を取り巻く状況は変化している。

子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、板橋区立学校の適正規模及び適正配置のあり方や「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について、様々な立場の方に十分な協議を重ねていただく必要がある。